

大洲市農業委員会定例総会議事録

| | | | | | | | |
|----|-------|----|--------------------------------|----------|------|----------|-------------------------|
| ① | 日 | 時 | 令和2年12月2日(水) 午前10時00分～午前10時46分 | | | | |
| ② | 会 | 場 | 大洲市役所 2階大ホール | | | | |
| ③ | 出席委員 | | | | | | |
| 1 | 池田幸二 | 2 | 吉岡きみ子 | 3 | 長岡誠一 | 4 | 藤田秀美 |
| 5 | 西岡輝治 | 6 | 台越正洋 | 7 | 菊池啓二 | 8 | 森岡芳文 |
| 9 | 菊地正夫 | 10 | 幸野登吉 | 11 | 上田健二 | 12 | 川本由紀美 |
| 13 | 矢野正祥 | 14 | 山首憲市 | 15 | 大野定徳 | 16 | 形山康浩 |
| 17 | 石岡猶一 | 18 | 山中千鶴 | 19 | 池田雄一 | 20 | |
| 21 | 橋本英司 | 22 | 都築孝壽 | 23 | 武内誠 | 24 | 池浦萬里子 |
| 25 | 玉川隆則 | 26 | 田中賢寿 | 27 | 永沼寛 | 28 | 日野修次 |
| 29 | 大本昭裕 | 30 | 武知由美子 | 31 | 上満啓司 | 32 | 中本祐市 |
| 33 | 坂幹幸 | 34 | 久保壽男 | 35 | 堀内保宏 | 36 | 往見康範 |
| 37 | 菊地久美子 | 38 | | 39 | 請田竹男 | | |
| ④ | 欠席委員 | | 20 | 森永茂史 | 38 | 有友章治 | |
| ⑤ | 遅刻委員 | | | | | | |
| ⑥ | 事 | 務 | 局 | 吉岡事務局長 | | 富永次長 | |
| | | | | 菊池係長(農地) | | 土居書記(農政) | |
| ⑦ | 農 | 林 | 水 | 産 | 課 | 菊池課長 | |
| | | | | | | 竹田課長補佐 | |
| ⑧ | 会 | 議 | の | 内 | 容 | 議案第71号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | | | | | | 議案第72号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| | | | | | | 議案第73号 | 農地転用事業計画変更申請について |
| | | | | | | 議案第74号 | 農地法第5条の規定による許可の取消について |
| | | | | | | 議案第75号 | 非農地証明について |
| | | | | | | 議案第76号 | 農地振興地域整備計画の変更について |
| | | | | | | 議案第77号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| | | | | | | | |

事務局（局長）

只今から令和2年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長）

これより本日の会議を開きます。

本日の出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日、20番 森永茂史委員、38番 有友章治委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、12番 川本由紀美委員、13番 矢野正祥委員を指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

まず、議案第71号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

（専門員兼農政係）

失礼いたします。

議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

1番、2番関連案件です。

1番、阿蔵字ナカノムラの土地、畑1筆・1,200㎡は3年間の賃貸借の設定です。

2番、阿蔵字カメノ甲の土地、畑4筆・合計1,884㎡。売買による所有権の移転です。

いずれの申請地も引き続き、野菜等の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

3番、東大洲の土地、田1筆・103㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人兄弟が年間を通して従事します。

4番、平野町野田の土地、畑1筆・1,401㎡。贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き、野菜等の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

5番、蔵川字入舟の土地、畑4筆・合計1,166㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後は、野菜等の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

6番、柳沢の土地、樹園地1筆・1,917㎡。贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き、果樹の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

7番、肱川町山鳥坂の土地、樹園地1筆・1, 017㎡。売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、果樹の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

以上、7件のご審議をよろしく申し上げます。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

1番

失礼いたします。

1番、2番案件は関連案件ですので、併せて説明します。

議案説明資料1ページと2ページをご覧ください。

1番案件は、3年間の賃借権の設定で、2番案件は売買による所有権の移転になります。譲受人が新規で営農を開始するため、自宅付近の農地を一部借り受け、また一部を購入するものです。

申請地は、JR大洲駅の北西約500メートル、肱川を挟んだ反対側になります。現在も良好に管理されています。

農業は、家族で年間を通して従事する予定にしておき、「新規営農計画書」も提出されていますので、今後の状況も確認していきたいと思っております。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

はい。3番、お願いします。

3番

失礼いたします。

それでは3番案件のご説明をいたします。議案説明資料3ページも参考にしてください。

売買による所有権の移転になります。

申請地は、大洲警察署の東南約400mにある田で現在は遊休状態になっています。現在の所有者は県外に在住しており営農ができないことから、北側に隣接する所有者に売買するという話がまとまり、今回の申請に至っています。

譲受人は、兄弟で会社経営しながら農業経営を行う予定にしています。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

4番、お願いします。

8番

失礼いたします。

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

4番案件は、贈与での所有権移転となります。

申請地は、平野公民館から南西約3.2km。夜昼峠に近い申請人の自宅付近にある農地になります。一部に果樹が植えられていますが、家庭菜園として利用していることから「畑」と認定しています。

今回、譲渡人が高齢となり、後継者もないことから近所に住む譲受人に無償で譲ることになりました。

譲受人は、夫婦で年間を通して従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

議長（会長）

続いて、5番。

14番

失礼します。

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

売買での所有権になります。

申請地は、大川公民館蔵川分館の南東約2.3kmにある舟原集会所裏の畑4筆になります。現在は一部に竹が入りこんでいますが、今後整備を行っていく予定になっています。

譲受人は勤務先を退職し、現在は専業農家として農業経営にあたるようになり、年間を通して農業に従事することから所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（会長）

はい。6番お願いします。

16番

失礼いたします。

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページをご覧ください。

6番案件は、贈与での所有権移転となります。

申請地は、柳沢公民館から北東約1.8kmにある樹園地1筆になります。現在も栗が植えられており、良好に管理されています。

譲受人は、申請地の近くで農業経営を行っており、夫婦で年間を通して従事していることから有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

議長（会長）

はい。続いて、7番。

32番

失礼いたします。

7番案件について、ご説明いたします。議案説明資料7ページをご覧ください。

売買での所有権移転になります。

申請地は、大洲市役所肱川支所の東約800mにある譲受人の自宅前にある樹園地1筆になります。ぶどうを栽培するため、ぶどう棚も設置されていました。

譲受人は、一家で農業経営をしており、年間を通して農業に従事していることから所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありませんでしたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第72号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」8ページから20ページまでを、併せてご覧ください。

1番東大洲の土地、198㎡の案件は、譲受人の現在の事務所は市街地から遠く、受注工事の現場も市内及びその近郊が多いため、事務所を移転し経営規模拡大を図るために、申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.6kmのところを位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番北只の土地、352㎡の案件は、譲受人の現在の居宅は、市街地から離れており、生活するのに不便であるため、利便性の高い申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南南西に約1.8kmのところを位置し、300m以内に自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがしまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番多田の土地、227㎡の案件は、譲受人が運営しているスポーツ施設の利用者が増え、駐車場が不足し事業に支障をきたしているため、申請地を露天駐車場とするために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約4.6kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがしまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

3番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。申請地は、9ページの位置図のとおり北中学校から北北東へ約300mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、11ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

9番

失礼をいたします。

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。申請地は、14ページの位置図のとおり、南久米公民館から南西へ約300mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可

相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

はい。3番。

21番

失礼をいたします。

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。申請地は、19ページの位置図のとおり、三善公民館から南西へ約900mに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第73号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第73号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、ならびに別紙「議案説明資料」21ページから26ページまでを、せてご覧ください。

1番東大洲の土地、153㎡の案件は、平成27年9月28日付けで転用許可、平成28年12月13日付けで変更承認となっている案件です。

申請地を建売住宅地とする予定であったが、平成30年7月豪雨で浸水した後、販売が見込めなくなったため、貸駐車場とすることに、転用の目的を変更するものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約2.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

3番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の21ページから26ページを、参考にしてください。申請地は23ページの位置図のとおり、北中学校から北東へ約800mに位置する農地になります。

本件は、事務局報告のとおり、平成27年9月に転用許可、平成28年12月に計画変更承認がされている案件です。

変更内容は、申請地を建売住宅地として計画していたが、平成30年7月豪雨で被災した後、販売が見込めなくなったため、貸駐車場とするというものです。

立地基準・一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、当初の計画と変更はなく、特に問題はないものと思われまます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えまます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第74号『農地法第5条の規定による許可の取消について』を議題といたします。

事務局の説明を求めまます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第74号「農地法第5条の規定による許可の取消について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、ならびに別紙「議案説明資料」27ページから30ページまでを、併せてご覧ください。

1番東大洲の土地、2筆合計1,972㎡の案件は、令和2年1月22日付けで転用許可となっている案件です。

- 譲受人経営の会社の移転に合わせ、申請地を駐車場用地として取得する計画だったが、新型コロナウイルスの影響を受け経営が大幅に悪化したため、会社の移転中止に合わせ申請地の取得を中止するため、許可の取消し願いがされたものです。
- なお、申請地を譲渡人において転用する計画は無いため、引き続き耕作管理することです。
- 以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 (質疑なし)
- 議長（会長） 特に、ご質疑も無いようですので、本案を取消し願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長（会長） ご異議無いものと認め、本案は願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。
- 次に、議案第75号『非農地証明について』を議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局（次長） 失礼いたします。
- 議案第75号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
- 議案書6ページ、並びに別紙「議案説明資料」31ページから34ページまでを、併せてご覧ください。
- 1番平野町野田の土地、3筆合計1,621㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。
- 申し出によりますと、申請地は急峻で、農機具が通る道路もないことから、20年以上前から耕作を放棄しており、現在は、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。
- 以上、1件でございます。審議のほど、お願いいたします。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
- 8番 失礼します。
- それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。
- 議案説明資料の31ページから34ページを、参考にしてください。
- 申請地は33ページの位置図のとおり、平野公民館から南西へ約2.9kmに位置する農地になります。
- 申請によりますと、申請地は急峻で農機具が通る道路もないことから、20年以上前から耕作を放棄しており、現在では、農地への復旧は著しく困難との申し出です。
- 申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第76号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

失礼いたします。

議案第76号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書7ページ並びに別紙議案説明資料の35ページから39ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、長浜町上老松の土地、1筆 3,036㎡の案件は、申請地で水稻栽培をしていたが、父が亡くなり母も高齢で、申請人も市外に居住をしており耕作の継続が困難なうえ、道に接していない傾斜地で農作業が難しく他に借り受ける者もないことから、今後は山林として管理するため除外の申出があったものです。申出地は、周辺の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上1件 1筆 3,036㎡となっております。

ご審議のほどお願いいたします。

議 長 (会長)

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。

28番

失礼します。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の35ページから39ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は市外に居住し、耕作の継続が困難なうえ、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないもの

と思われま。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺には山林や河川があるほか、隣接する農地所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いま。

議 長 (会長)

地元委員さんより報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致しま。

次に、議案第77号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたしま。

事務局の説明を求めま。

事務局
(専門員兼農政係)

失礼しま。

議案第77号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明しま。

議案書の8ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

2番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しま。

10ページ。

7番、麦を栽培するため、賃借権を5年間設定しま。

8番、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しま。

10番、水稻・麦を栽培するため、賃借権を10年間設定しま。

11ページ。

11番及び12番、麦を栽培するため、賃借権を10年間設定しま。

13番、1筆新規で追加ですが、野菜を栽培するため賃借権を5年間設定しま。

12ページ。

14番、水稻を栽培するため、賃借権を4年間設定しま。

15番、水稻・桑・野菜を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しま。

15ページ。

23番、飼料を栽培するため、賃借権を10年間設定しま。

外、再設定の案件2件につきましては、議案書の確認をお願いま。

以上、利用権設定・件筆数、23件・51筆、利用権設定総面積、97,919㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いま。

議 長 (会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。